

刑組乙達第2号
令和2年3月26日

関係所属長 殿

刑事部長

福井県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーの設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令(令和2年福井県警察本部長訓令第17号)の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーの設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

福井県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーの設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察における被害回復兼社会復帰アドバイザー（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第16条第1項に規定する被害回復アドバイザー及び第25条第1項に規定する社会復帰アドバイザーを兼務する者をいう。以下「アドバイザー」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

警察本部の組織犯罪対策課にアドバイザーを置く。

第3 身分

アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任用条件

アドバイザーは、警察職員であった者で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。

第5 任期

アドバイザーの任期は1会計年度とする。

第6 職務

1 アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 規則第14条第1項第3号から第5号まで、第15条及び第24条（第3号、第4号及び第11号を除く。）に関すること。
- (2) 警察本部の組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という）が特に命じた業務に関すること。

2 アドバイザーは、1の職務を行うに当たっては、身分証明書（規則別記様式第8号及び第19号）を携帯し、職務に際し関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第7 勤務の報告

1 アドバイザーは、勤務状況を勤務日誌（別記様式第1号）により、組織犯罪対策課長に報告するものとする。

2 勤務日誌の保存期間は、会計年度により1年とする。

第8 勤務時間

アドバイザーの勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

別記様式 省略